ご結婚式・ご披露宴規約

高山グリーンホテル（以下、「ホテル」といいます。）は、ご結婚式・ご披露宴（以下「披露宴等」といいます。）に関して、以下の通り規約を定めております。

1. 適用範囲

（1）ホテルがお客様と締結する披露宴等に関連する契約（以下「本契約」といいます。）は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令等（法令または法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された習慣によるものとします。

（2）ホテルが、法令等および習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

2. 契約の成立

本契約は、お客様による申込書へのご署名および申込金30万円のお支払いをもって成立するものといたします。申込金は、披露宴等の代金または解約料・期日変更料の一部として取り扱います。

3. お支払い

（1）ホテルから提示いたしました請求金額を原則請求書受領後7日以内にホテル指定の銀行口座にお振込みいただくか、現金または小切手にてお支払いください。お支払いが遅れた場合、遅延損害金（最大年利4.6%）を請求させていただきます。また、クレジットカード、ホテルチケット、ギフトカード等でのお支払いはお断りしております。

（2）新郎新婦様のご実家が飛騨一円以外の場合は、提示された披露宴等の見積金額を、披露宴等開催日の7日前まで（銀行振込の場合は10日前まで）に前払金としてお支払いください。指定期日までに見積金額のお支払いがない場合は、契約は解約されたものとさせていただく場合がございます。

（3）前項にて披露宴等開催後に確定したお支払い金額が前払金を超過した場合は、その超過額を披露宴等開催日から20日以内にお支払いいただきます。また、前払金に余剰が生じた場合は、披露宴等開催日から20日以内にご返金いたします。

4. 人数確定後の変更

ご出席者の人数は、披露宴等開催日の2日前正午に確定させていただきます。確定後は、ご出席者数が減少した場合であっても確定した人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

5. 利用時間およびその延長

（1）会場のご利用時間は、事前にホテルと取り決めた利用時間内（原則、午後4時30分まで）といたします。

（2）お客様の都合により、前項の利用時間を超過した場合には、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、利用時間の延長に応じられない場合もございます。

6. 解約・期日変更

（1）お客様が披露宴等の契約を解除する場合には、別表のとおり解約料を頂戴いたします。

（2）お客様が披露宴等の日程を延期する場合は、別表のとおり期日変更料を頂戴いたします。ただし、元の日程から1年以上先への延期は解約とみなし、解約料を頂戴いたします。

7. 装飾・余興等の手配

（1）装飾・余興・衣裳・引出物・装花・撮影等（以下「装飾等」といいます。）は、ホテル指定の会社をご利用ください。

（2）お客様のご都合で、ホテル指定会社以外の会社等をご利用になる場合は、ご準備・お持込料について、あらかじめホテルとお打合せしていただきます。

8. ブライダルコンテンツの著作権

披露宴等にて編集した音源を使用する場合、また、ご披露宴の記録用映像に楽曲が記録される場合は、音楽の著作権処理を行う必要があります。詳しくは別途ご案内する資料でご確認ください。

9. 損害賠償

お客様、披露宴等のご出席者または装飾等に関しお客様が直接依頼された会社等が、ホテルの設備・備品等を破損された場合は、お客様にその損害を賠償していただきます。

10. 施設内における事故・盗難

ホテルの施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、ホテルは一切責任を負いかねますので十分にご注意ください。

11. 禁止事項および利用をお断りする事項

（1）次に掲げる行為等につきましては禁止事項としております。ホテル、その敷地及びその周辺において、当該行為を行うことはご遠慮ください。
①法令等で禁じられている行為
②公序良俗に反する行為
③大音響を発する楽器・機器等の持込み
④ご出席者への提供を目的とした飲食物の持込み
⑤補助犬以外のペット類の持込み
⑥引火・発火のおそれのあるものの持込み
⑦悪臭を発するものの持込み
⑧危険な行為
⑨備品等の移動、損傷・破損
⑩予約時の仕様目的以外の利用
⑪その他、ホテルまたはホテルの他のお客様の迷惑となる行為

（2）他のお客様の健康に影響をあたえるおそれがある感染症に罹患、または、当該感染症に罹患したと疑われる発熱等の症状が出ている状態でのご利用はお断りさせていただく場合がございます。

12. ホテルによる解約

以下の場合には、披露宴等を解約させていただきます。解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは一切いたしかねます。
①お客様が本規約に違反したとき
②お客様および出席者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症に罹患、または当該感染症に罹患したと疑われる場合
③お客様またはご出席者、お客様が直接依頼した装飾等の会社が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体その他の反社会的勢力であることが判明した場合
④お客様がホテルに対し、暴力、脅迫もしくは恐喝を行い、または威圧的な要求をし、もしくは合理的範囲を超える負担を要求した場合（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項または第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
⑤お客様を含む挙式・披露宴への出席者が旅館業法第5条第1項各号に類する事由に該当する場合、その他法令等の規定、公序良俗に反する行為をなされるおそれがあると認められる場合、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した場合
⑥天災その他ホテルの責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合

13. 個人情報の取扱い

お客様およびご出席者等の個人情報は、披露宴等に関するご案内、確認等のご連絡等に使用するほか、美容、着付け、写真、招待状、引出物等のホテル指定会社でのサービス提供に使用する場合があります。その他、個人情報の取扱いについてはホテルHPのプライバシーポリシーをご確認ください。（https://www.takayama-gh.com/）

14. その他

（1）施設および景観の保全・維持管理等のため、ホテルは、予告なく建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、予めご了承ください。

（2）天災その他お客様の安全に関わる緊急時には、ご宴席中であっても非常放送を流す場合がございますので、予めご了承ください。

（3）食物アレルギーにつきましては、お客様のご希望に沿って可能な限りアレルゲン除去に努めますが、ご提供する料理はアレルゲンの完全除去を保証するものではございませんので、ご利用に際しお客様に最終的なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

15. お客様においてお支払い無きときのご負担

披露宴等の代金、解約料または期日変更料をお支払いいただけない場合には、新郎・新婦のご両家において連帯してご負担いただきますようお願いいたします。

16. 準拠法・合意管轄

（1）本契約の解釈および効力は日本法によります。

（2）お客様とホテルは、本規約に基づく契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

17. 規約の変更

（1）ホテルは、ホテルの裁量によりこの規約を変更することがあります。

（2）ホテルがこの規約を変更する場合、規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日までに、ホテルホームページに掲示します。

（3）変更後の規約の効力発生日以降に、お客様が規約に基づくホテルのサービスを利用したときは、規約の変更に同意したものとみなします。

【別表】解約料・期日変更料（第６条関係）

解約日・変更日（開催日から起算）	解約料	期日変更料
契約成立日から181日前まで	申込金の50%	—
180日前から121日前まで	申込金の全額	申込金の50%
120日前から61日前まで	「実費」および「実費を除いた見積金額の20%」	申込金の全額
60日前から31日前まで	「実費」および「実費を除いた見積金額の30%」	「実費」および「実費を除いた見積金額の10%」
30日前から11日前まで	「実費」および「実費を除いた見積金額の50%」	「実費」および「実費を除いた見積金額の30%」
10日前から前日まで	「実費」および「実費を除いた見積金額の80%」	「実費」および「実費を除いた見積金額の50%」
当日	見積金額の全額	見積金額の全額

※見積金額は、最新見積金額または契約成立時の見積金額のいずれか大きい金額を適用いたします。（サービス料・税金を除く）

※実費は、納品済みの物品等の費用および外注品等の解約料です。

（2024年4月1日 改訂）

高山グリーンホテル tel.0577-33-5504（ブライダル直通）
〒506-0031 岐阜県高山市西之一色町2-180